

# 監事監査報告書

令和元年5月30日

学校法人筑波学院大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人筑波学院大学

監事 増子千勝 

監事 佐藤孝夫 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人筑波学院大学寄付行為第15条第4項の規定に基づき、学校法人筑波学院大学の平成30年度の業務及び収支、財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し、適時・適切に監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。

また、収支、財産の状況についても、理事等から報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。

その結果を、次のとおり報告する。

- 1 大学の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
- 2 計算書類等、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
- 3 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められない。
- 4 学校法人は、極めて厳しい経営環境にあり、学生の確保はもとより資金収支の支出超過及び帰属収支の不均衡の改善に向けて抜本的な経営改革に取り組む必要がある。